

第 6 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 28 年 6 月 16 日 (木) 午後 2 時 00 分

場 所 津市白山庁舎 2 階 205 会議室

出席部会委員 6 田口^{たぐち} 慶則^{よしのり}・7 棕下^{むくした} 保^{たもつ}・14 宮本^{みやもと} 政春^{まさはる}・15 守山^{もりやま} 孝之^{たかゆき}
16 中谷^{なかに} 秀也^{ひでや}・17 西森^{にしもり} 偉統^{よしのり}・18 結城^{ゆうき} 晋三^{しんぞう}・20 諸戸^{もろと} 善昭^{よしあき}
22 中野^{なかの} たつ子^こ

以上 9 名

欠席委員 23 片岡^{かたおか} 眞郁^{まさいく}

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 大西調整・担当主幹・若松主査

総合支所 久居：加賀担当副主幹 一志：藤巻担当副主幹 白山：前田担当副主幹
美杉：前山主査

議事録署名者 14 宮本^{みやもと} 政春^{まさはる}・22 中野^{なかの} たつ子^こ

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 規定による届出について (所有権移転)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・
所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・
賃貸借権)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・
使用貸借)

議案第 6 号 買受適格証明願 (競売) について

議案第 7 号 非農地証明願について

議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長 それでは、第6回第2農地部会を開会いたします。本日は片岡委員欠席ですので、よろしくお願いします。

議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。14番、宮本委員・22番、中野委員よろしくお願いします。

本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第3号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から4で、合計件数は4件、合計面積は、田で11,039㎡でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

2ページから4ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

番号1から3で、4ページになりますが、合計で件数は3件、面積は21,430.3㎡、その内訳は田が17,809.3㎡、畑が3,621㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

5ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1及び番号2、いずれも一般個人住宅用地の2件で合計面積は畑で417㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いします。

次に議案事項に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 6ページ・7ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区栗葉、受人 _____、面積15,008.31㎡、渡人

_____、面積4,271.2㎡ 申請地 庄田町中川原_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積97㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区波瀬、受人 _____、面積2,825㎡、渡人 _____、面積2,823㎡ 申請地 一志町波瀬佐野_____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,652㎡外1筆 合計面積2,823㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区下之川、受人 _____、渡人 _____、面積3,750㎡ 申請地 美杉町下之川三谷_____、台帳地目・現況地目とも田、面積161㎡ 外15筆、合計面積3,750㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、新規に営農を開始するものです。

以上、件数は3件で、合計面積は6,670㎡、このうち田が4,396㎡、畑が2,274㎡、でございます。いずれの案件も・全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

棕下委員 7番 棕下です。1番は、会長、地元推進委員と事務局で立会いをさせていただきました。事務局の説明のとおり、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。2番は、一志町波瀬の地元推進委員さんも意義なしです。双方は親戚関係でして、何ら地元からの問題はないようでした。

議長 ありがとうございます。3番お願いします。

結城委員 18番 結城です。3番下之川について説明をいたします。9日に事務局と地元推進委員と現地確認を行いました。自宅の周辺に農地があり、そのまま受け人が引き継ぐということです。受け人は、自然農法で行者ニンニクを作って、種を取って、またその種をまいて循環型でいろいろなことをやって行きたいということです。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いします。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について

て、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 8ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区久居、申請者 _____、申請地 戸木町東羽野 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積17㎡です。

これにつきましては、申請地をガソリンスタンド用地とするものです。これは、昭和59年に、ガソリンスタンド建設用地の残地を一体利用されましたが、地目が農地のままとなっていたことから、地目変更を行う旨の経過書が提出されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

この案件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします

田口委員 6番 田口です。1番は、事務局の説明どおりでございます。この土地は、50cm幅で長さ20mぐらい、田と道の間にあります。何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いします。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 9ページをお願いいたします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区久居、受人 _____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 新家町小部 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積1, 140㎡外1筆 合計面積1, 186㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、504㎡、設置率は転用面積の42.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区波瀬、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬桑俣 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積2, 819㎡外2筆 合計面積3, 872㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、養魚施設及び倉庫用地とするものですが、倉庫については、平成5年12月ごろ、既に建築されており、渡人から始末書の提出がありますことからこの部分については追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区下多気、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下多気漆 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1, 806㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、チップ乾燥場等に利用する資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区下多気、受人 _____代表社員 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下多気漆 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積719㎡外2筆 合計面積1, 829㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は594㎡、日照条件の良い部分を中心に設置するため、転用面積の32.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区下多気、受人 _____代表社員 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下多気漆 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1, 069㎡。

これにつきましては、先ほどの番号4と同様で、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は380㎡、日照条件の良い部分を中心に設置するため、転用面積の35.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は、5件、合計面積は9, 762㎡、この内訳は、田が9, 716㎡、畑が46㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。9日に午後から、行かせていただきました。会長、部会長地元推進委員、事務局で現地確認を行いました。

これについては、事務局の説明どおりですので、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。9日に会長以下で、現地確認を行いました。受け人は、波瀬に住んで、_____をしている方です。ここを養魚場にしてもらうには、かなり手間がかかるということですが、努力もされて見えるし、地元としては何ら問題ないということですので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。3、4、5番、お願いします。

結城委員 18番 結城です。下多気の3番、4番、5番と説明をいたします。まず3番ですが、9日に、会長、部会長、地元推進委員と、申請人と現地確認を行いました。渡し人は、遠方で後継者もいない。それに合わせて、獣害がひどく収穫につながらないということで、資材置場に転用ということを説明されました。地元推進委員さんから土地の管理は、転用後、目的以外利用しないようにして欲しいと指導していただきました。4番は太陽光発電設備を設置して、売電事業のために、再生エネルギーの生産をするということです。5番も全く同じですので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 10ページをお願いいたします。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。番号1、地区栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 久居一色町羽場_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積466㎡です。これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、177.12㎡で、日影地を避けるため、転用面積の38%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。番号2、地区川口、借人 _____代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 白山町川口稽古野_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積558㎡外3筆 合計面積1,824㎡。これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、隣接

地と一体利用のうえ、申請地を葬儀場用地とするものです。なお、申請地は既に造成されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は2件で、合計面積は2, 290㎡、この内訳は、田が723㎡、畑が1, 567㎡でございます。いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお願いします。

棕下委員 7番 棕下です。1番は、県道_____の_____から南へ約200mくらいのところでございます。今事務局の説明がありましたように、これも9日に部会長、田口委員、地元推進委員、事務局で現地確認を行いました。何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。2番は、9日午後から会長、部会長、事務局3名、委員2名、地元の推進委員中村委員さんと支所1名で確認をいたしました。場所は県道_____の_____の裏から東というあたりです。この土地は地元の川口地区の体育祭とか文化祭の時に駐車場に当てられている用地でして、葬儀場ができるということで、地元地区の皆さんもかなり反対があったように聞いておりましたが、説明会も開いていただき、地元の理解も得られたようで、問題ないかと思えます。以上です。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。11ページをお願いいたします。議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 大鳥町千盛 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積271㎡外3筆 合計面積

399㎡です。これにつきましては、借人は、貸人と永年の使用貸借権を設定し、申請地を進入路及び駐車場用地とするものですが、平成7年11月ごろまでに、既にこの目的で利用されており、借人から始末書が提出されていますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区栗葉、借人 _____外1名、貸人 _____、申請地 庄田町上出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積304㎡。これにつきましては、借り人は、貸し人と10年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は畑で703㎡でございます。いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、2番とお願いします。

棕下委員 7番、棕下です。1番から説明させていただきます。大鳥町でございますが、場所といたしましては県道_____の_____の右側でそばでございます。6月の9日に部会長と田口委員、地元推進委員さん、事務局と私とで立会いさせていただきました。始末書も出ていることから、転用に関しても問題ないと思います。事務局の説明のとおりと思います。

2番目の庄田町でございますが、これも同じ日に部会長、田口委員、地元推進委員、事務局と私とで立会いさせていただきました。これに関しても、事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。続きまして、議案第6号、買受適格証明願（競売）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。議案第6号 買受適格証明願（競売）についてでございます。

番号1、地区波瀬、これにつきましては、津地方裁判所が行う競売に参加するための買受適格証明でございます。競売の対象農地は、一志町波瀬堂山_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積287㎡外2筆で合計面積

690㎡です。願出人は、_____代表社員 _____、落札した場合の土地利用は駐車場及び庭用地で、現況は既にこの状態になっております。また、農地区分は、第2種農地と判断されます。

この案件につきまして、第5条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

宮本委員 14番、宮本です。9日に会長らと現地確認を行いました。買受適格証明ということについては、この人が落札したらいいですけど、落札できない時はどうなるのですか。別の人が落札することはないのですか。

事務局 買受適格証明願いを出した人だけしか入札に参加できないシステムになっております。

宮本委員 ありがとうございます。所有者の意向は確認とってないのですかね。落札してからですか。

事務局 この案件は、津地方裁判所に差し押さえを受けているので、所有者は関係ありません。

宮本委員 地元は特に問題ありません。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することに決定したいと思います。

次に議案第7号 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページ・14ページをお願いします。議案第7号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区栗葉、願出者 _____代表取締役社長 _____、申請地中村町西ノ垣内_____、台帳地目 畑、現況地目 原野、面積112㎡ 外16筆 合計面積7,648.61㎡です。

これにつきましては、昭和40年に鉱物採掘目的で取得されましたが、着手されずに放置され、平成4年10月22日国土地理院撮影の航空写真により、

この時、既に荒廃していることが確認できます。このことから、申請地は、耕作放棄後20年以上が経過している土地で、農地への復元も困難であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

14ページをお願いします。番号2、地区下多気、願出者 _____、申請地 美杉町下多気漆_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積267㎡です。これにつきましては、昭和50年3月2日国土地理院撮影の航空写真により、この時、既に建物が建築されていることが確認できます。

このことから、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

棕下委員 7番、棕下です。9日に会長、部会長、地元推進委員、田口委員、事務局とで現地確認を行いました。場所は、_____の前の山の裏側になるところでございますもので、特に、事務局の説明のとおり問題はないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

結城委員 18番結城です。2番 下多気については、9日に地元推進委員と事務局と現地確認を行いました。

昭和40年頃、農業用倉庫として建築し、現在に至っているということでございます。始末書、航空写真も添付されておりまして、今後は農地法を厳守するというので、申請人も言うておりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺ひしたいと思います。いかがでしょうか。

守山委員 ちょっと聞かせていただきたいんですけど。7号議案の1番、_____。これの現在の固定資産税はどういうふうな固定資産税なっているのか。

事務局 現況地目が原野ですので、原野になると思います。

守山委員 今度これを非農地証明した場合、原野として登記するのか。

事務局 はい、原野で申請が出てますので原野として。

守山委員 別の問題で、農業倉庫は、登記が田のまま、宅地の課税になっているそうやな。

事務局 倉庫は農業用に限らず、税上の現況地目は宅地で、宅地課税になっていると思います。

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については証明することに決定したいと思います。

続きまして、別冊としてお配りいたしました、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目で、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄でご説明させていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借で2, 190㎡、畑の賃貸借で4, 422㎡、契約件数は5件でございます。一志地区につきましては、田の賃貸借で4, 157㎡、畑の使用貸借で593㎡、契約件数は6件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で21, 323㎡、畑の賃貸借で3, 193㎡、契約件数は5件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で1, 957㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借で29, 627㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で8, 208㎡、合計契約件数は17件、合計面積は37, 835㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。地区別の認定農業者への集積は、久居地区2件、一志地区2件、白山地区4件で合計8件、合計面積は25, 392㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第8号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第8号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、第6回 第2農地部会を閉会します。ありがとうございました。

午後2時38分

上記は、第6回第2農地部会の議事を録したものである。

平成28年6月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____